

新しい風ニュース

NO 269

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻307号)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の寺町ともまさ 2015年9月19日
毎日、千件前後のアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち・ねっと」で検索
HP・Webページは ⇒ 「寺町ネット」で検索 メールは ⇒ tera@ccy.ne.jp

今日の新しい風ニュースでは、信じられないような「議会と市の動き」、一般質問の通告などをお伝えします。私の一般質問の本番は24日(木)の午前の予定です。

テレビ放送は 10月9日(金)12時~(12CH)、11日(日)17時~(11CH)。

議会の9月定例会の日程

9月1日・議会開会 2日・一般質問通告

3日・議会運営委員会 11日・本会議質疑 14日15日・総務産業建設委員会

16日17日・厚生文教委員会 18日24日・一般質問 28日・採決、閉会

《 議会と市の動きから 「議会基本条例」はできたけど・・・ 》

議会は「基本条例」を制定、4月1日から新制度がスタートしています。条例の一番の目標は「活発な議会を目指すこと」。条例の一部の抜粋・要約は以下です。

【前書き】・・・議会は、主権を有する市民を代表し、執行機関に対する監視及び評価の機能を高める必要がある。・・・創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うことができる政策形成機能の向上を図っていかなければならない。

議員は、公正性、倫理性及び透明性を重視し、監視機能や立法機能を十分に発揮し、市民に開かれた議会と市民参加を推進する議会を目指さなければならない。議会は・・・市民の信託に全力で応えていくことを決意し条例を制定する。

(責務)第3条 政策決定・事務の執行監視と評価を行わなければならない。

(活動原則)第4条 課題と論点を明確にし、市民に分りやすい開かれた議会。

(運営の原則)第5条 議会は、自由闊達な討議を推進する。

(説明責任)第9条 市民に対し議会の情報を的確に伝え、説明責任を果たす。

【議会の基本は 活発な議論】

私は、「議会基本条例」の趣旨を実現するには「活発な議論の場を確保すること」が最低限として必要だと、5月以降、発言の場の拡大を求めています。例えば次。

●一般質問は45分の制限があるが、これを無くす。少なくとも時間枠を拡大する。

●委員会では、「委員」の質疑が済んだ後でよいから「その委員会に所属しない議員の発言」を認め認める原則を作る(※)(今は「認めない」との暗黙の了解があるらしい)。

※ 議会会議規則(委員外議員の発言)第110条2項 「委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。」

●本会議でも、議員本人が必要と判断すれば所属委員会のことでも質疑できる(今は「認めない」申し合わせ。議長が発言を許可してくれないから、不可能な状態)。

しかし、他の議員らは「議会基本条例のことは（寺町の）独自の見解」、などとしていずれも認めません。私は「活発な議会を実現していかないと、議会基本条例を制定した意味がない」、と発言の場の拡大を求め続けています。

なお、10月には、議会が主催しての「市民との意見交換会」が開かれます。

《 議会と市の動きから 9月議会の 何これ ?? !! 》 《 税金や、各種使用料はきっちり取るのに、一部の人の使用料だけは放棄 》

●(何があったのか) 9月議会に市長が提案・提出した決算書類の中に、「財産貸付収入」の「不能欠損73万8255円」の数字があった。役所が土地を貸して地代をもらわないことはあり得ないので、不審に思って担当課に確認したら、「H13年からH20年度までの8年分の土地使用料」を「もらうことは困難」と判断して、H26年決算において「不納欠損」として放棄した、という。

しかも、未払いの案件はH23年以降の分も発生している、という。

さらに、市長は議会に「権利の放棄の議決を求める」という議案を追加提出。

一言でいえば、「未払い分」を回収せず放棄したいので、議会も協力してくれ。

《 役所の基本 払えない人はサポート 払える人からはしっかり 》

●(著しい不公平) 市税や国保税などは、厳しく取り立てるし、支払いが納期を遅れたら「延滞金」をどんどん加算するのが役所のルール。家や土地の財産がない人にも、厳格に取り立てる原則。もし財産があれば、「差押さえ」してでもとる。

そうなのに、今回、一部の人の使用料の放棄は、社会通念としても、過去の役所の基本原則からも許されるはずはない。誰が考えても、この結論は同じ。

※今回の「不能欠損73万8255円」は、「元本」の合計だけなので、金利・延滞金などが“通常”に加算されると徴収すべき合計は倍額以上と思われる。

今回の「元本」は、4人の相手方で、3人は他所へ転居、資力もあるらしい。

《 市長は「市の損害」と認める しかし、誰も返さないまま 放棄の議決へ 》

●(市と議会の対応) なぜこんなことになったのか、市側の問題の解明と責任の所在の特定、対処が何ら取られていないこと、市長が「損害」と認めたのに「それを誰が返すのか」ではなく、逆に放棄することで清算するということ。

私は、市民・納税者はとうてい納得できない、こんな解決をしたら同じことが起きるのは間違いない、市と議会が組んで決着をつけることは許されないと考えます。

このように、常識では考えられないことが起きているので、皆さんに報告します。

《 もともと 公営住宅だった土地の 使用料 の はなし 》

●(経過) 旧高富町が地元から土地を借りて「町営住宅」を建設、のちに「公営住宅」でない扱いに変更して建物を「売り払い・払い下げ」。土地使用料は建物の所有者が市(町)に払い、別途、市(町)は地元へ地代を支払う契約が今も続いている。

そこでは、「建物の所有者」がきちんと支払っているケースもあるが、長年、未払い状態のケースも続いている。山口市は、今年3月31日付で、この「土地使用料の未払い」を「もう無いことにする」扱いをした(「不能欠損」という)。それが、半年後の9月議会の決算書に「不能欠損額」の数字として出てきたことで私が発見。

《税金は差し押さえまでするのに！ H26年度 318件 約2953万円》

市の税金の厳しい取り立て（11日本会議での税務課の「差押え件数と金額」の答弁）。

平成26年度 318件 換価金額 29,529,670円

過去3年間に差押え1件あたり 最低額は21円、最高額は2,957,100円。

《問題を指摘したら、「議会が権利放棄の議決をしてくれ」と追加議案》

●（9月9日から11日） 本会議質疑のための私の事前通告で、決算議案の「財産貸付収入の不納欠損」の問題を示した。そしたら2日後、市長は「土地使用料の未収金」という私債権についての「権利放棄の議決を求め」という議案を提出してきた。理由は、「公債権だと考えて『不納欠損』にしたが、指摘を受けて再検討したら、法律上は私債権で、『不納欠損』できないことだった。瑕疵（かし=法律上の欠陥）があるので、議会の決定で放棄して（瑕疵を治癒して）くれ」。これは、法律上はできないことでも、議会が「議決する」と「様々な権利の放棄」ができるから（地方自治法96条1項10号）。俗にいうと、「市の間違いを議会が帳消しにしてくれ」。

《ここに至る経過は、あり得ないことだらけ しかも、今後の対応は不明》

●（9月14日） 常任委員会で、この「不納欠損」と「権利放棄」のことだけについて、市長にも出席してもらって、正味1時間半ほど集中して質疑を行った。

担当課に経過や市の対応をきくにつけ、あり得ないことだらけ。例えば次。

放棄しようという債権の8年間（H13年度からH20年度まで）の督促や面会などは、はっきりした記録がない。では、「H12年以前の分の債権」はどう処理したのかときくと、「どうなったかは全く不明」であるという。

さらに、「今回の放棄の対象でないH21年度以降は」ときくと、「H23年度以降も滞納が発生している」という。「それらも、結局、今回と同じようにするのではないか」と懸念を示すと、「どうするかは今後に検討」と対処方針は何もなし。

《払う人の分はもらって、払ってくれない人の分は未収で放棄》

市長に「放棄は市の損害ではないか」と問うと、市長は「損害です」とあっさり認めた。

●（9月15日） 14日の休憩時、ある委員は「議案に反対は寺町君だけだと思ったが、今までの話を聞くと認められない」、他の委員たちも同様。・・・ところが、翌日15日の委員会では、「権利放棄」も「決算認定」も私以外は「全員賛成」。

《「未納」を続ければ、いずれ放棄してくれる、そんな前例の認定は許されない》

●（まとめ） 特別なケースならともかく、「使用料」という一般的な債権であることも考えれば、今回のことで、市がしっかり徴収していないことにお墨付きが与えられる。しかも、市長が「市の損害」と認めた分について、委員会は「債権の放棄」を決定。最終28日の本会議で、同じ結論になったら大変。払う人と払わない人の不公平が「前例」になる。「もう払わなくても、ゴネてとおせば、どうせ回収不能で処理してくれる」そんな声が出てきたら、その責任は市長と議会にあるのは当然。

私は、責任ある議会人として、この件を放置してはいけないと考えています。

市民の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

《 ちょっと勉強 【公法上の債権】と 今回の【私法上の債権】とは 》

- 《自治体には多くの債権がある。債権には、公債権(公法上の債権)と私債権(私法上の債権)があり、公債権には、地方税、国保税など(強制徴収可)や生活保護費返還金など(強制徴収不可)がある。私債権は、私法上の原因(契約、不法行為、事務管理など)に基づいて発生する債権である。》(地方財務 2013年6月号)
- 《私法上の債権は、契約違約金、水道使用料、公営住宅家賃、土地建物使用料など。相手方が援用権を行使しない限り債権は消えない。その状態が5年、10年経っても消えない。公営住宅の消滅時効は5年だが、5年経過しても相手方が時効の援用の意思表示をしなければ債権は消えない。単に徴収不納というだけで適宜の認定により整理すべきものでない(行政実例昭和27年6月12日)。》(「自治体債権の管理に係る基礎知識」市町村職員中央研修所機関誌 H27年冬号)

一般質問／9月2日通告 9月24日質問予定 (通告の要点を抜粋)

● 自治基本条例(案)の「住民投票」規定／ 答弁者 市長

市長の公約の「自治基本条例」は、約2年間、市民や外部の委員らによって検討されてきた。来る12月の条例案の議会提案も視野にあると説明された。

1. 素案には「住民投票」が規定されている。「住民(市内に住所を有する者)の意思を確認するために、条例により住民投票を実施できる」としている。
市長として、いまの時代の方向の「常設型住民投票条例」を提案してはどうか。
2. いまや国際化の時代、交流、留学、国際結婚も増えている。「ここに住む人」として、投票の権利に、一定の資格要件を満たす外国籍の人たちも含めるべき。

● 新教育長制度における市長と教育長の関係／ 答弁者 市長、教育長

「改正地方教育行政法」が本年4月1日に施行された。「教育委員長」を廃止し、教育長と教育委員長の仕事を一本化した改正で、教育委員会制度の見直しは約60年ぶり。この改正の最大の懸念は、「教育の政治的中立性確保」と指摘されている。

2. 市長は教育に関与するつもりはあるのか。あるならどの分野でどのようにか。
3. 教育長は、新制度で「自分を直接任命した」市長に対して、仮に「教育の中立性確保」を疑われるような事象・タイミングが生じた時、毅然と対応できるか。
4. 教育長は、必要な予算は、きちっと、説得的に要求できるか。

● 生活困窮者支援における市長と教育長の方針／答弁者 市長、教育長

市長と教育長の連携が重要なことの一つ、「生活に困っている人」の対策を問う。

1. 「経済の均衡を保ちながら、困っている弱者に手を差し伸べる。それが政治に与えられた使命」との指摘について、政治家としての市長の見解はいかがか。
2. 生活困窮者自立支援法は、市の義務付けとして「住居確保給付金」「相談窓口」を挙げている。国庫負担は3/4である。今後はどうしていくのか。
5. 教育長は、生活保護に至る前、あるいは周辺状況にある子どもの貧困対策、「学習等支援」をどのように進めていく方針か、見解と抱負を述べられたい。

《 10月12日(月)は「さちえの虹いろりポート」の新聞折込み予定 》